

## 労働基準法施行規則の一部改正（休憩時間の自由利用の適用除外）について

## 1. 概要

平成27年4月1日から実施される子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度（施設型給付）を設けるとともに、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育事業を市町村の認可事業として新設し、公的給付を実施することとしている。

そのため、子ども・子育て支援新制度の施行に必要な関係省令を一括して整備しようとしており、その一環として、地域型保育給付のうち、居宅訪問型保育事業（市町村が同事業による保育の必要があると認定した乳児・幼児に対し、家庭的保育者が乳児・幼児の自宅において保育を行う事業）において、保育を行う家庭的保育者について、労働基準法第34条第3項に定める休憩の自由利用の適用を除外することとするもの。

## 2. 改正の趣旨

居宅訪問型保育事業の提供の対象となるのは、①障害や小児慢性疾患を持つ児童や、②母子・父子家庭の保護者が夜間・深夜業務に従事する場合など、保育の必要の程度及び家庭の状況等から、本事業の対象とすべきと市町村が認定した児童、③保育施設の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった児童など、居宅訪問型保育を利用してでも保育を行うべき必要性があると市町村が認定した児童である。

一方、居宅訪問型保育事業は、親などが保育を行うことができない状況の下で、児童に対してきめ細やかな保育を提供するため、保育者と児童が原則一対一で保育を行う事業であり、また保育の対象は原則として0～2歳児であること、障害児や夜間・深夜の保育であることから、休憩時でも長時間児童の元を離れることが困難である。

これらの事情を踏まえ、労働基準法施行規則第33条第1項を改正し、同項第3号として、居宅訪問型保育事業において保育を行う家庭的保育者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合を除く。）を加えることにより、これらの者について、休憩の自由利用の適用を除外するものである。

## 3. 公布時期

平成27年3月下旬（予定）

## 4. 施行期日

平成27年4月1日（予定）

# 居宅訪問型保育事業の概要

## 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者（※）による保育を行う事業

（※）家庭的保育者：必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの



子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）において、新たに認可事業として位置付け、公的給付の対象化。

## 対象者（利用児童）

原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児であって、次のいずれかに該当すると市町村長が認めたもの

- ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ②保育所の閉鎖等により、保育所等による保育を利用できなくなった場合
- ③入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合
- ④ひとり親家庭の保護者が夜間・深夜の勤務に従事する場合等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し必要な場合
- ⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難である場合

## 認可基準等

### 【職員配置】

1：1  
（保育者1人につき乳幼児1人）

### 【職員の資格】

必要な研修を修了し、保育士又は保育士と同  
等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認  
める者（家庭的保育者）

### 【面積基準】

特になし

### 【保育の提供】

- ・ 原則、1日8時間
- ・ 保育所保育指針に準じた保育の提供

### 【連携施設】

障害児を保育する場合に、専門的な支援を受  
けられる施設の確保が必要。

参照条文

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（休憩）

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

② 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

（労働時間及び休憩の特例）

第四十条 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

② 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

② 前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、収容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）※平成二十七年四月一日施行予定

第六条の三（略）

②⑧（略）

⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）にお

いて、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）  
二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

⑩（略）

⑪ この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

⑫～⑭（略）

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）（抄）

（保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育（設備及び備品）

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。  
（準用）

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。